その他の建設業－その他におけるはさまれ巻き込まれ災害の死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	8～9	会社置場で片付けの為足場材吊り込み（ユニック車使用）時、材料に吊りチェーンを掛けたが（左手で）右手にラジコンを握っており、誤って荷上げ操作をし、チェーンと材料の間にあった左手中指先端がはさまり骨折した。	48	―
1	12～13	新築工事地質調査ボーリング工事現場において、ロット巻き上げ作業の際、作業手順ではワイヤードラム回転部の駆動を止める必要があったがこれを失念し、右手を回転部近くに置いていたため、ゴム手袋の先がワイヤー回転部に巻き込まれ、右示指・中指を負傷した。	45	1～9
1	9～10	当社の倉庫内に於いて、床に置いたままの業務用空調機室外機を片付ける為、当社社員がフォークリフトにのせ荷物用パレットに載せ様とした時、リフトに載せた室外機が不安定だったので、別の社員2名が左右から補助的に支えながら移動作業を行った。 補助的に支える作業そのものが危険作業であるにも係らず、安全確認および注意を怠りリフトを前進させた為、フォークリフトの右前輪で社員の左足親指のつま先を踏んでしまった。	29	1～9
1	16～17	土捨場の場内にて、4tユニック車で資材の片付けをしている時に、コンクリート基礎（45×45×45㎝）をワイヤーで吊り上げようとした時に、ワイヤーを持ってしまいコンクリート基礎の間に挟まれ、左手親指を骨折した。	20	―
2	16~17	倉庫地内にて高木の枝木の樹木剪定作業をするため、二人が梯子を支え一人が梯子に登り剪定作業を行っていた時に、支えていた一人が手を離してしまい、梯子が傾き半回転し、再度元に戻った時に、梯子と木の間に右手首を挟んで負傷した。	42	1～9
		4tダンプにバックホウを積み込み、ダンプのあおりを戻す際、思ったよりも勢いよ		50

2	15˜16	くあおりが戻ってしまい、誤って右手を挟み負傷した。	55	～ 99
2	10˜11	自社のモータープールにて、H型鋼の修理作業中、機械がずれたためH型鋼と機械の間に右手を挟まれ負傷した。 機械を操作した者から被災者の手が死角で見えておらず、機械を動かしてしまった。	24	10 ～ 29
2	12˜13	敷鉄板上スロープ（勾配約7%）部分にポンプ車を停めていた。 コンクリート打設が完了し、移動の準備をしていた。 ブームを完全にたたみ、前輪に輪止めを両輪に設置し、アウトリガーを畳んだ。 その後、後方のジャッキを戻している最中に、輪止めごと車が動き出した。 戻り切っていなかったジャッキの足元と敷鉄板に右足を挟まれた。	47	1～ 9
2	8˜9	倉庫内に、工事関係で借りていた敷鉄板（L1828×W914×T22、289kg）を戻す為、敷鉄板を積載した2tダンプをバックで入れ、天井クレーンで敷鉄板を荷下ろしする際、ダンプ後部のスペース（約2m×3m）に、相手方が厘木を2本並べ、その上に下す手助けをしていたが、厘木の位置が思ったより左右に広く、厘木の位置が見えなかった為、敷鉄板の端部を持っていた左手示指を厘木と敷鉄板の間に挟まれ負傷した。	56	1～ 9
3	16˜17	事務所の置き場で資材の整理をしているとき、メッシュパレットに資材を降ろすときに左指を挟んだ。	43	10 ～ 29
3	9˜10	自社資材置き場において、同僚と2人で鋼製型枠（300×1500、質量14.6kg/枚）の清掃中に、清掃済みの型枠を重ね揃えていたところ、同僚が確認せずに別の型枠を重ねてきたので、慌てて指を抜こうとしたが抜き損ね、左小指を挟み負傷した。	67	1～ 9
3	11˜12	工場内にて、オイルタンク（100×800×400）をマグネットで吊っていたところはずれてしまい、左足の甲に落ち負傷した。	62	10 ～ 29
3	22˜23	配水管布設工事現場で作業中、ヘッド取り外し後にケーシング下部から水が出てきたので、水を避けてスクリューに手を掛けたところ、オーバーヘッドが外れたのでパイラーオペはスクリューを上げたとき、ケーシング先端とスクリューに左手を挟	46	1～ 9

		まれた。		
3	15~16	被災者は、ベンドプーリーに付着していた水マグ乾燥物を安全カバーの隙間（100mm）からケレンハンマー（400mm）を使用して落としていた。 その際に、ハンマーを握っていた左腕を巻き込まれた。	62	10～29
3	9~10	船上で側張とアンカーロープの取り付け作業後、ロープを戻す途中に、着用していた雨ガッパの袖がロープとローターに引っ掛かり、右手をローラーに巻き込まれた。	47	50～99
3	17~18	被災者と作業員A（4tユニック操縦者）、B（被災者）にて自社資材の片付け作業を開始する。 4tユニックに荷吊りをはじめた際、被災者は介錯ロープが絡まっている事に気付き、咄嗟に外そうとして手を出す。 被災者の右手親指に介錯ロープが絡みついたが、作業員Aはそのことに気付かず、ユニックのブームを起こす。 被災者は指に絡まった介錯ロープに引っ張られ、右手親指のみで吊られ、地面に落ちる。 地面に落下した被災者は、右手に違和感を感じたので手袋を外してみると、右手親指の第一関節上部より切断していた。	21	1～9
4	15～16	草木集積場にて破砕機を使用して竹を破砕する作業の時、作業が終了したので、清掃をするためエンジンを切り、惰性で刃が回転し完全に止まっていない状況で刃の点検口を開けようとしたため、点検カバーと刃が接触し、持っていた左手がプレートと破砕機本体に挟まり、左手人差し指・中指・薬指の第1関節部を切断した。	34	100～299
4	10～11	資材置場で工具のメンテナンス中に、電動工具（ハンマードリル）に、ゴム手袋が巻き込まれ負傷した。 その後、職場の従業員を迎えに行く途中に耐えられないほどの痛みとなった。	24	1～9
4	16～17	当社内にて片付け作業中、重機で鉄板を吊り、オペレーターが鉄板を降ろそうとした時に合番していた補助作業員の手が入っているのに気づかず鉄板を下したため、鉄板と地面に挟み左手中指先端を負傷した。	45	1～9
4	11～12	倉庫で機械を車に積み込む際、車と背後の機の間に挟まれ、両足を負傷する。	24	1～9
		改修工事現場にて、朝から使用する重機（ユニククレーン2.8t）を3tユニックク		

4	18～19	レーン車から降ろし、作業現場基所に移動させる際、エンジンを掛けてギアが①に入っていることを目視して発進させたが、ギアはRに入っており、3tユニッククレーンの荷台と重機の間に約1分間程挟まれ腰部を負傷した。	27	1～9
4	9～10	畜産用換気扇取付をするため換気扇を運ぶ途中、風が吹いてファンが回って羽根の先端が右手の甲（中指）に当たり負傷した（作業用手袋着用）。 手の甲の腫れと痛みが引いた後も中指が動かず、筋が切れていることが分かった。	56	1～9
5	16～17	園芸作業土場において、剪定した木の枝をチッパーを用いてチップにする作業中、チッパーのモーターベルト部に木の葉が被り、左手でどけようとした際に誤ってベルトに巻き込まれ、小指を脱臼し、左手薬指付け根付近と端を切創し出血した。	37	1～9
5	10～11	個人宅外構工事現場内において、電動コンクリートカッターでブロック塀を斫り作業中、カッターを滑らして左母指の付け根部分に接触して切傷した。	63	1～9
5	15～16	当社作業場において、トラックから荷物（約2t）を下ろしていたところ、荷物に巻いてあるチェーンを外してチェーンを巻き上げる際、左環指が挟まり負傷した。	26	10～29
5	10～11	被災者の就業場所である支店の資材置き場にて、作業に用いる攪拌翼をクレーンで吊り上げて移動中、地面に降ろす際に添えていた被災者の指が、すでに置かれていた別の攪拌翼との間に挟まれ負傷した。	57	10～29
6	10～11	平な山林で玉切作業をしていて、次の玉切作業に移るため待機中で、地面に付いていたつるに上がっていた。 そのつるが、引き寄せする木に絡まって伸びているとは知らなかった。 重機オペレーターが次の作業をするために、木を引き寄せ始めたところ、つるが持ち上がり、別の重機のキャタピラの部分に引き寄せられ、つるとキャタピラに挟まれて被災した。	58	10～29
6	14～15	集煙部のケレン作業用足場が組み上がったので、足場の組立状況の確認と塗装予定部の状態確認を、強力会社2名と設備チーム1名の3名で実施していた。 集煙部周りの足場を通行時に、ウインチワイヤー滑車の間に左手を巻き込まれた。 救急車で病院に搬送され、手術・加療中である。	48	10～29
		一体空冷コンデンサーファンモーター交換作業で、ブレーカーを切って作業してい		

6	12～13	たが、ファンモーターのビスがドライバーでは外れず、インパクトドライバーに切り替えたが充電切れの為、運転を再始動し、充電を待っている間に再度ドライバーを左手（利き手）に持ち、作業を開始したところ、回らなかったビスが回り、惰性で作業服の左腕袖のボタンを留めてなかった為、隣のファンに左手首が巻き込まれて負傷した。	42	10～29
6	8～9	災害報告書別添	66	10～29
6	17～18	残土搬出をするため4tダンプを開閉中に。右指を挟み負傷した。	40	1～9
7	16˜17	路上でクレーントラックのアウトリガーを本体に引き込もうとしたところ、左手薬指小指を一緒に引き込まれ、第一関節より上を複雑骨折した。 アウトリガーを格納するのに道路の天射ポールが邪魔で、両手でポールを曲げてアウトリガーを収納しようと思った。	65	30～49
7	9˜10	民間の建屋解体工事現場で、大型土のうをバックホウ0.25?（回転フォーク付）にて吊り上げようと操縦中に、ヒモがはずれそうになったので、補助作業をしていた被災者が回転フォーク内に右手を入れてしまい右手全体を挟んでしまった。	33	1～9
7	15˜16	ケーシングの架台の上にパレットを敷きその上に乗り、扉をのせてクレーンで1m位吊り上げて素手でラップを巻いていたところ、体勢を崩した際、ケーシングに左手でつかまりながら下降したので、ケーシングの突起物（部品）に当たり、怪我をした。	43	10～29
7	8˜9	丸くするためトリマーを使い刈り込み作業中、トリマーのエンジンを止めずに置き、刈って落ちた葉を整理していたため、トリマーの刃と右手小指が当たってしまい裂傷した事故。	34	10～29
7	11˜12	会社前駐車場内でバックホウのバケツ交換のためピンをはずすなどの作業中にアーム部分が動きバケツの上に手を置いていたために挟まれる。	64	1～9
7	10˜11	引き上げ作業移動式レッカーを使用しワイヤーで揚水管を吊り上げし時揚水管をワ	55	―

		イヤーに挟まったと思われる。薬指一部裂傷した。		
7	9～10	ミキシングプラント上部でセメントの塊を崩す作業をしているとき、フィーダー（スクリュー）が回転している状態で右手を入れて、中指第一関節を切断した。	40	10～29
7	8～9	営業所にて、足場をトラックへ積込む作業終了後、積荷の調整用に使用していた鉄パイプ（長さ1m、幅5㎝、重さ2.8㎏）を、積荷の上にいる作業員から下にいる本人が受け取る際に、右手を差し出したところ、パイプが偶然右手薬指にはまってしまい、そのままパイプが倒れる際に重さに耐えられず、右手薬指を骨折した。	33	10～29
7	9～10	境内において手洗い鉢の移動作業中、移動式クレーンで吊り上げた鉢を移動させる途中、段差に引っ掛かったため、鉢の下に手を差し込んでずらしたところ、段差から外れた鉢と地面との間に右示指を挟まれてしまった。	35	10～29
7	16～17	工場内で穴あけ作業中、ボール板で穴あけをするときに切りカスが出るため、出た切りカスを左手で取ろうとして、皮手の先がドリルに巻き込まれてしまい、中指の皮がはがれて骨だけとなり、また、人差し指の第一関節を脱臼した。	71	1～9
7	9～10	荷卸しされて横になった状態の鉄骨柱材上部をラフタークレーンのワイヤーで吊り上げ、同時に鉄骨柱材下部に敷いた台車を前方に押し出して、柱を垂直に引き起こす作業を行っていた。 柱上部を吊り上げた際、台車を押さえていたところ、柱の自重によって台車が後方に押され、台車を押さえていた本人が、鉄骨柱材と後方に停車していた搬入車両に足を挟まれてしまい、裂傷を負った。	62	1～9
7	14～15	自社工場の切断機で鉄板を切断しようとしたとき、鉄板が下に落ちそうになったので、咄嗟に手を出してしまい、上昇してきた切断機の台と鉄板の間に指を挟んでしまった。	30	1～9
7	9～10	バスケット車のボックスに乗って、松の伐採作業中、次の枝を伐採するためにボックスを移動中、左手にはめていた手袋がバスケット車のウインチとボックスの間に挟まれ、左手が手袋と共に持っていかれ、左手の小指等を負傷した。	63	1～9
9	10～11	現場内において、測量用杭（タルキ）打ち作業中、被災者が杭を押さえ、同僚が掛矢で杭を打っていた処、誤って押さえていた杭の天端に右手を置いてしまい、同僚	59	1～9

		が振り下ろした掛矢が右手指示付近に当たり、負傷したものである。		
9	10～11	被災者は、解体工事現場で、解体工事のための杭打ち作業を行っていたとき、杭を打ち込むためのハンマーを振り下ろした際に打ち損じてしまい、ハンマーの柄を握っていた右手の人差し指を杭の頭で挟んでしまい負傷した。	24	10～29
9	18～19	都内駐車場アスファルト撤去工事から当社に戻り、現場で使用したパワーショベルのバケットを、盛り土（50cm程度：バケットの収納場所）の上に被害者（下請会社社員）が外し終え、地面にとび降りたところ、転倒してしまい、かつ地面に背面を強打したうえ、同時に収納場所へ移動を開始した当該重機（外注社員操縦）のキャタピラに轢かれ右腕等を受傷したものである。	45	1～9
9	11～12	架台製作中、資材を加工する際にドリルを使用し、キリが資材に挟まりハンドルに右手を巻き込まれて右薬指と小指を負傷した。	23	10～29
9	16～17	AHの中温エレメントを既設電動ホイストで抜き出していた、被災者がエレメントの抜き出し補助と振れ防止のため右手をエレメント側面に添えた、その後左手をエレメント上部に添えようと上昇中のエレメントを見下ろしたまま左手を不用意に伸ばした時、ホイストのワイヤーロープと滑車に左手薬指と小指を挟まれ被災した。	29	1～9
10	16～17	工事現場のローラー作業が終了したので、事務所に運んできたローラーを片付ける作業をしたいた。 当社従業員が、後方にいた別の当社従業員に気付かずローラーをバックして右足を轢いてしまった。 この事故で右腓骨骨折、右甲足骨骨折のケガを負った。	48	10～29
10	16～17	除草作業の為に、車のトランクより道具を取り出そうとしていた。 風が強いなか、バックドアを開けて道具を出し入れしていたが、突風が吹いたのでバックドアが壊れると思い、焦ってドアを閉めたのだが、被災者の頭がドアの下にあった状態で閉めた為、被災した。	40	10～29
10	9～10	解体現場にて養生の為、ブロック塀際の土間コンクリートの上に鉄板を敷設していた際、バックフォーのバケットにて鉄板を叩いていた。 叩いていたバケットが滑り、ブロック塀に激突した際に誘導していた被災者の手が挟まれて負傷した。	29	30～49

10	15～16	本社工場内において工場内を整理するためH鋼（鋼材）重さ約40キロを両手で移動させていたところ誤って鋼材が倒れ、右手人差し指を負傷した。	45	1～9
10	14～15	4tから産パイガラを荷卸時、ガラが4tダンプ開閉場所に挟まりそれを取り除こうとした際、左手を挟まれ負傷。	27	—
11	9～10	被災当日、積雪による通行障害となる樹木伐採の緊急要請があり、管理業務の一環として出動し、現場にて樹木一部を伐採後、作業位置を修正するため車両移動の際、車両後方の操作盤にてアウトリガーを上げると、作業場所が雪の坂道であったために車両が滑り出し、後方に停めてあった2tトラックとの間に挟まれ負傷した。	64	1～9
11	12～13	公園内の工事現場でクレーン付4tトラックの荷台に乗って、トラッククレーンで伐木を積み込み中に、吊り荷が回転して、リモコンでクレーン操作をしていた被災者がトラックの荷台と吊り荷の間に挟まれた。	55	10～29
11	11～12	被災者が会社の資材置場で移動式クレーンの鋼材玉掛けをしていた。 鋼材にワイヤーを掛けて吊り上げようとした時、親指を挟んだまま、吊り上げてしまった。 材料の整理作業中であった。	23	10～29
11	15～16	構内資材置き場で、資材の整理作業中、資材を降ろす時誤って左手指を挟み負傷した。	20	10～29
11	13～14	ボーリングマシーンの撤去作業に従事していたところ、ボーリングマシーンの下に敷いてあった桟木を取り外す為に間に木製のかましを入れ、空間を作ってから桟木を取り外そうとした。 桟木に手をかけた刹那に木製のかましが割れ、ボーリングマシーンと桟木の間に母指を挟んだものである。 直ちに病院に搬送し、治療に当たった。	37	1～9
12	9˜10	ガス発電機室大扉前で、発電機事故発生時の駐車場所を確保するために除雪作業中、路面が凍っていたのに気づかず、左足が滑り、右足に重心をかけて転び、右足首を骨折した。	64	10～29
12	15˜16	出張中、供試体（舗装の耐久性評価のためのもの）作製室で、敷均し装置の清掃作業中、装置内にあるスクリューが回転し、右足を損傷した。	64	1～9

12	12˜13	工場にて、製品加工用機械の部品（長さ約4m、幅約1m、重さ約8t）をクレーンを使用して取り付けていた。 玉掛けワイヤーが障害物に当たり、吊っている位置を変更する際、斜面に仮置きしたため、吊り荷が滑り、部品と鉄骨の土台の間に下半身を挟まれた。	31	10～29
12	10˜11	敷地内にて、家屋の解体作業中、見通しの良い平坦な場所で、積載物をダンプに載せる（吊る）作業を行っているとき、ミニバックホウのハサミと荷に挟まって、右親指を骨折した。	66	1～9
12	10˜11	作業場で製作済配管（150A、11m、145kg）を移動しようとして、ユニックで吊り上げて移動したとき、吊荷が揺れて、横に置いてあったシュートに左手を挟まれ負傷した。	26	1～9
12	15˜16	当事業所工場内において、製造後のダクト（1800㎜×1000㎜×600㎜、重さ約6kg）を同僚と工場内を移動させて地面に降ろしていた際、同僚との息が合わずバランスを崩してしまい、ダクトと地面に右手小指を挟み、骨折負傷したものである。	44	10～29
12	15˜16	二人同時作業にてプレス曲げ加工中、目視にてケガキ線に調整中に、被災者本人が自身の右手に注視して「よし」と発声し、相方がフットスイッチを操作したとき、左手が金型の中に入っていたため切断してしまった。	37	1～9
12	17˜18	工事現場の9階にて、施盤機で鋼管のネジ切り作業をしていた。 ネジ切りが完了し、施盤機の電源を切り、惰性で回転している状態でチャックをゆるめたところ、パイプが脱落して斜めに回転してしまったことから、慌てて左手で掴んでパイプを抜こうとしたとき、惰性で回転している状態のまま、パイプと機械の受け金物に左手薬指を挟まれ負傷した。	44	1～9

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_09.html